

### 3 医療機関債

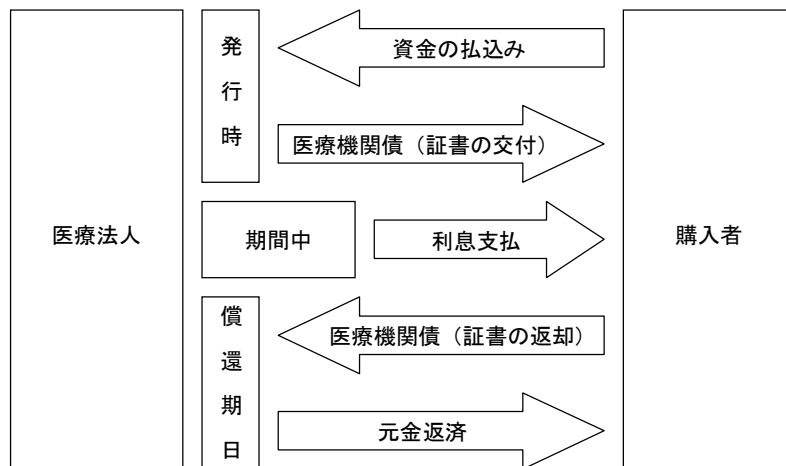
#### (1) 医療機関債とは

##### 1) 医療機関債の特徴

医療機関債は、医療法人の信用力に基づく資金調達法のひとつである。税引前純損益が3年連続黒字など財務内容のよい医療法人であれば、規模に関りなく、一人医師医療法人であっても利用できる。資金の出し手は、医療法人をよく知る地域住民や銀行等で、証券会社を介在させず、直接、医療法人が資金集めを行うので、比較的小規模（数千万円～5億円程度）の資金調達に利用されている。

仕組みはシンプルで、購入者に資金を払い込んでもらい、医療機関債の証書を交付し、約束した期間満了時に元金を返済して証書を返却してもらう。期間中は約束した利率の利息を年1回、購入者へ振り込むのが一般的である。法的には金銭消費貸借となり、複数の人から同時に借入する形態と考えればよい。ただし、債権者である購入者全員に対して、当初約束した「発行要項」に従い、一律、平等に扱う点が通常の借入とは異なる。

【図表1】 医療機関債の仕組み



医療機関債の発行方法は、厚生労働省医政局長通知『医療機関債』発行のガイドラインについて<sup>1</sup>（以下、「ガイドライン」と称す）に基づいて行われる。資金用途は、資産の取得に限られており、医療法人が公認会計士等の外部監査を受ければ、発行総額や購入人数の制約はないが、外部監査を受けない場合は、発行総額1億円未満かつ購入人数49人以下に制約される。しかし、その場合であっても、院内にポスターを貼ったり、ホームページに発行要項を掲載して広く勧誘を行うことは可能である。地域連携をめざす医療法人にとって、発行し易いルールとなっているのがガイドラインの特徴といえる<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 医政発第1025003号、平成16年10月25日付、厚生労働省医政局長名で各都道府県知事、各地方厚生局長宛てに通達。この通達は、附則で、「公表後3年を目処として、その内容に検討を加え、その結果について見直す」としており、本報告書はこの見直し前のガイドラインの内容に基づいて記述しているので留意されたい。

<sup>2</sup> 金融商品取引法上の少数私募債の場合は、購入者ではなく、勧誘してよい人数が49人以下となるので、この点ではガイドラインより厳しい規定となっている。